

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成16年1月21日

内閣総理大臣 殿

青森県知事 三村申吾

平成15年4月21日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画（津軽・生命科学活用食料特区）について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項

(1) 構造改革特別区域計画

3. 構造改革特別区域の範囲

6. 構造改革特別区域計画の目標

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

8. 特定事業の名称

(2) 別紙

追加する特定事業に係る別紙の追加

2. 変更事項の内容

変更事項	変更前	変更後
(1) 構造改革特別区域計画 3. 構造改革特別区域の範囲	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、 鱒ヶ沢町、岩木町、藤崎町、大鰐町、 浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、 板柳町、中里町及び鶴田町の全域	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、 鱒ヶ沢町、 <u>深浦町</u> 、岩木町、藤崎町、 大鰐町、浪岡町、平賀町、常盤村、田 舎館村、 <u>碓ヶ関村</u> 、板柳町、中里町及 び鶴田町の全域

変更事項	変更前	変更後
<p>6 . 構造改革特別区域 計画の目標</p>	<p>[略] (2) さらに、健康づくりや子供の情 操かん養のために農的暮らしを 求めるニーズが高まっていること を踏まえ、遊休農地や効率的利 用を図る必要がある農地等につ いて、地方公共団体や農協だけ でなく農業者等による市民農園の 開設を可能とすることにより、民 間活力をもって農地の保全・有効 利用を図るとともに、都市住民等 に対するやすらぎの機会の提供、 農村地域の活性化を図る。 [略]</p>	<p>[略] (2) さらに、健康づくりや子供の情 操かん養のために農的暮らしを 求めるニーズが高まっていること を踏まえ、遊休農地や効率的利 用を図る必要がある農地等につ いて、地方公共団体や農協だけ でなく農業者等による市民農園の 開設を可能とすることや、<u>農地の 権利取得後の最低経営規模面積 要件を引き下げて新規就農者等 の受入促進を図ることにより</u>、民 間活力をもって農地の保全・有効 利用を図るとともに、都市住民等 に対するやすらぎの機会の提供、 農村地域の活性化を図る。 [略]</p>
<p>7 . 構造改革特別区域 計画の実施が構造 改革特別区域に及 ぼす経済的社会的 効果</p>	<p>[略] 遊休農地等の減少 4 0 6 . 0 6 ha(平成 18 年度末まで) 農業生産額の増加 6 1 7 , 2 8 1 千円 (平成 18 年度) [略]</p>	<p>[略] 遊休農地等の減少 4 1 0 . 2 6 ha(平成 18 年度末まで) 農業生産額の増加 6 2 4 , 1 2 7 千円 (平成 18 年度) [略]</p>
<p>8 . 特定事業の名称</p>	<p>国の試験研究施設の使用手続きの 迅速化事業 (7 0 4) 国の試験研究施設の使用の容易化 事業 (7 0 5) 国有施設等の廉価使用の拡大によ る研究交流促進事業 (8 1 3、 8 1 5) 地方公共団体又は農地保有合理化 法人による農地又は採草放牧地の特 定法人への貸付け事業 (1 0 0 1) 地方公共団体及び農業協同組合以 外の者による特定農地貸付け事業 (1 0 0 2)</p>	<p>国の試験研究施設の使用手続きの 迅速化事業 (7 0 4) 国の試験研究施設の使用の容易化 事業 (7 0 5) 国有施設等の廉価使用の拡大によ る研究交流促進事業 (8 1 3、 8 1 5) 地方公共団体又は農地保有合理化 法人による農地又は採草放牧地の特 定法人への貸付け事業 (1 0 0 1) 地方公共団体及び農業協同組合以 外の者による特定農地貸付け事業 (1 0 0 2) <u>農地の権利取得後の下限面積要件 の特例設置基準の弾力化による農地 の利用増進事業 (1 0 0 6)</u></p>
<p>(2) 別紙</p>		<p>【「農地の権利取得後の下限面積要件 の特例設置基準の弾力化による農地 の利用増進事業」(1 0 0 6) に係る「当 該規制の特例措置の適用を受けよう とする者」当該規制の特例措置の適用の 開始の日」「特定事業の内容」等を記入 した別紙を追加する。】</p>